

水素ガスを充てんする気球の設置届出書

水素ガスを充てんする気球（アドバルーン等）を設置しようとする場合は、あらかじめ届出が必要です。

設置工事後、原則として管轄署による現地調査を行います。

なお、本届出の届出者については、設置する建物の関係者（所有者、管理者、占有者）であり、電気設備の工事施工者ではありません。

届出・申請方法

窓口及び郵送	電子申請
消防本部予防課または 管轄の消防署・各分署で受付可	可

届出先及び届出・申請手順

●届出先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

●届出・申請手順

1. 窓口に提出する場合（持参する書類等）【各2部（正・副）】

- 水素ガスを充てんする気球の設置届出書
- 水素ガスを充てんする気球を設置する防火対象物の案内図、配置図、平面図及び設置場所付近の見取図
- 水素ガスを充てんする気球の見取図、電飾の配線図（電飾を付設するものに限る）
- その他補足資料等

▲注意事項

- ・窓口での受付は、午前8時30分～午後5時15分となります。（消防本部予防課での受付は、土、日、休日及び年末年始を除く上記の時間。）
- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

2. 郵送する場合（封入する書類等）【各2部（正・副）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等
- 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

▲注意事項

- ・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合が

あります。

- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。

3. 電子申請する場合【各届出書1部（正）】

- 上記「1. 窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課または管轄の消防署・各分署のメールアドレス宛に送付してください。

▲注意事項

- ・設置工事完了後、管轄署による現地調査を実施しますので、あらかじめ日程について相談をするか、または、受付後に日程調整のご連絡をさせていただきます。
- ・その他、電子申請に関する注意事項については、ホームページをご確認ください。

問い合わせ先

消防本部予防課または管轄の消防署・各分署

管轄の消防署・各分署については、[管轄署（届出先）一覧](#)でご確認ください。

電話番号等の連絡先は、[消防本部・消防署 総合案内](#)でご確認ください。